

**営業時間短縮要請【飲食店・第4弾】（9月13日（月）～10月7日（木））
に係る協力金の申請受付を10月12日（火）から開始します**

令和3年9月13日から9月30日までの緊急事態措置の延長及び10月1日から10月7日までの県独自の時短要請に全面的に協力いただいた飲食店等の皆様に対する協力金の申請の受付を、10月12日（火）から開始します。

1 申請受付期間

令和3年10月12日（火）～11月30日（火）

2 申請方法等

(1) オンライン（10月15日（金）午後1時受付開始）

- ・ 県ホームページ（https://www.pref.gunma.jp/07/ct01_00030.html）から申し込み



(2) 郵送（11月30日（火）消印有効）

- ・ 簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で、以下申請先へ送付（申請先）

〒370-0811

高崎市相生町1-1 八十二銀行高崎ビル6階

「群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金審査センター」あて

(3) 申請書配布期間・配布場所

- ・ 配布期間：令和3年10月11日（月）～11月30日（火）
- ・ 配布場所：各行政県税事務所、市役所・町村役場、商工会議所・商工会

3 相談窓口（電話対応のみ）

名 称：群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金相談センター

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日・祝日を含む）

電 話：050-5444-6096